

○ 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	
ロシア 物品	國 名 物 品	關稅暫定措置法第三条第一項（國際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）（抄） 地とする物品に課する関税率）に規定する政令で定める国は、次の表 の上欄に掲げる国とし、同項に規定する政令で定める物品は、同表の 中欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める期間は、同表の 下欄に掲げる期間とする。	現 行
關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に掲げる 一日まで	期 間	同上	
		同上	
	國 名 物 品	同上	
	期 間	同上	
一日まで	令和四年四月二一日 から令和八年三月三	令和四年四月二一日 から令和七年三月三	